

岐阜県に主たる事務所を有する法人の外形標準課税申告書の提出について

◎ 法人税申告書一式等の添付のお願い

従来から御協力いただいているところですが、事前に法人税申告書等の写しを添付いただくことにより調査時間を短縮することができますので、引き続き、確定申告書に『法人税申告書一式（別表1以下の各別表、事業概況書及び勘定科目内訳明細書）の写し』を添付いただきますよう御配慮ください。

法人税の申告において、e-Taxにより提出されている書類については省略していただいても結構です。

◎ 申告額に係る積算根拠資料の添付のお願い

申告額の調査を適正かつ効率的に行うため、積算根拠資料（申告額に係る積算過程を記録した資料）を作成している場合は、確定申告書に『積算根拠資料の写し』を添付いただきますよう御配慮ください。

積算根拠資料については、別添様式「積算根拠資料（参考）」を使用していただいても結構です。

積算根拠資料として個別の膨大な内訳資料を添付いただく必要はありませんが、どのような資料が積算根拠資料に該当するか不明の場合等は、個別に対応させていただきますので、申告時に御相談ください。

◎ 新型コロナウイルスの影響で生じている事項で申告上、注意が必要なもの

Q1 雇用調整助成金は、報酬給与額から控除できますか。

A1 雇用調整助成金は、国から事業者に対して支払われるもので、支払った給与等の額が返還されるものではないため、報酬給与額から控除することはできません。

Q2 休業手当や休業補償は、報酬給与額に含めますか。

A2 休業手当は、所得税で給与所得課税されるため、報酬給与額の対象となります。休業補償は、所得税が非課税であり、報酬給与額とはなりません。

◎ 各種明細の記載に関し問い合わせが多かった事項について

Q1 第6号様式別表5の3（報酬給与額に関する明細書）の記載で、事務所等ごとの記載が困難な場合はどうすればよいですか。

A1 事務所等ごとの記載が困難な場合は、法人の実態に即した区分による記載で差し支えありません。

Q2 受取利子（受取賃借料）が支払利子（支払賃借料）を上回るため、純支払利子（純支払賃借料）が「0」になる場合であっても、省令様式の明細書を提出する必要がありますか。

A2 純支払利子（純支払賃借料）が「0」となる場合でも、省令様式の明細書を「記載の手引」に示すとおり記載して提出していただく必要があります。

Q3 第6号様式別表5の3、第6号様式別表5の3の2、第6号様式別表5の4、第6号様式別表5の5の各種明細書の作成において、明細が多岐にわたる場合はどうすればよいですか。

A3 明細書の内容が明記された既存の作成資料がある場合には、省令様式に別途添付することで差し支えありません。

なお、提出する書類が膨大となる場合には、管轄の県税事務所までご相談ください。